

東京科学大学医科同窓会教育研究施設部会会則

(名 称)

第1条 本会は東京科学大学医科同窓会教育施設部会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所を下記におく。

「東京都文京区湯島1-5-3 4 東京科学大学医科同窓会内」

(目 的)

第3条 東京科学大学医科同窓会においては、東京科学大学と同窓会員が在籍する東京科学大学以外の大学・研究所等の教育、研究施設（以下教育施設と呼ぶ）が、それぞれの役割を果たす中で相互に連携・協力し情報交換を図ることが極めて重要である。本会は同窓会員が在籍する教育施設が医学教育、医学研究においてより業績を高め、教育施設相互および東京科学大学との交流の中で、医学教育、医学研究をより活性化させ相互の発展に貢献することを目的とする。

(会 員)

第4条 会員は、教育・研究施設における教室の主催者、および施設の長、または準ずる職の現職であり、同窓会員に役立つ情報を発信可能、かつ、それを希望する同窓会員とする。

学外教授の会に所属する現役会員、および、同窓会理事の推薦を受けた同窓会員も会員候補者とし、本人の希望がある場合に会員とする。

(役 員)

第5条 会務を遂行する為、会長一名、幹事若干名をおく。幹事は東京科学大学医科同窓会理事会が推薦し、幹事会を構成する。会長は幹事会がこれを選ぶ。以上の役員は本会総会の承諾を得るものとする。役員の任期は二年とする。但し留任をさまたげない。

(会 議)

第6条 年一回定例総会を開くものとする。但し必要により臨時総会を開く事ができる。幹事会は必要に応じ開かれ、会務を行う。

(事 業)

第7条 本会の目的達成の為次の事業を行う。

- 1) 名簿の発行
- 2) 本会の活動を維持するために必要な事業
- 3) その他、幹事会で必要と認めた事業

(会 計)

第8条 1) 本会の経費は同窓会本部経費ならびにその他の収入をもって支弁される。
2) 年一回会計報告をし、総会の承認を得なければならない。
3) 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(附 則)

1. 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は幹事会で決める。
2. 会則の変更は、総会及び医科同窓会理事会の議を経なければならない。
3. 本会則は令和元年9月2日より施行されるものとする。